

# 支部だより

第151号〈公49号〉[令和元年11月20日発行]

HPアドレス <http://www.seibu-takuken.jp> メールアドレス [seibu@takuken.or.jp](mailto:seibu@takuken.or.jp)

〈埼玉西部支部 TEL 049-265-6390 FAX 049-265-6395〉

向寒の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、支部事業活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、「支部だより」第151号を発行いたしました。皆様のご意見、ご感想をお寄せください。

令和元年度事業活動も後半に入ってまいりました。「宅建業者法定研修会（ウェスタ川越会場）」、地域事業への参加・協力として「不動産フェア」が開催されました。現在は、法令遵守指導員による対象会員への「法令遵守指導」が実施されております。後半の支部事業につきましても、皆様のご協力・ご参加をお願いいたします。

**令和元年度第4回支部理事会** [理事数32名、監事数2名（出席数31名、委任状1名）]

令和元年10月17日（木）15時00分より、支部事務所にて開催されました。

議案は「来期支部役員数及び委員会組織編成について」「令和2年度支部理事・支部監事地区別割当数」等について審議されました。

また、令和元年度上期収支決算書等については、令和元年10月3日（木）支部事務所において監査会が開催されました。上期における予算の執行状況等について詳細にわたり監査をした結果、適正であったことが報告されました。

## ◆「行政機関研修会」

令和元年10月17日（木）13時30分より、川越市長 川合 善明 様を支部事務所にお招きし、「川越市の近況・方針等～川越の観光、オリンピックについて～」をテーマにご講義いただきました。川越市は令和4年12月に市制施行100周年を迎えることから、100周年に向けての取り組み状況等についてもご説明いただき、大変有意義な研修会となりました。

## 宅地建物取引士賠償責任保険制度のご案内

- ◆申込締切日 毎月20日 ※随時加入できます！
  - ◆加入資格者 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会会員(事業所)及び従事している宅建士
  - ◆保険期間 お申込月翌月1日午後4時から2021年4月1日午後4時まで
  - ◆保険料 補償開始日によって異なります。(株)宅建ブレインズにご確認ください。
- 〈取扱窓口〉 (株)宅建ブレインズ TEL 03-3234-0699

### 〈既にご加入の皆様へ〉

前年度と同じ内容で自動継続されます。変更がある場合は、1月上旬(口座振替の会員)または2月下旬(お振込みの会員)にご案内のハガキが届きますので、ハガキ記載の方法に従ってお手続きをお願いいたします。

◆入会者及び退会者について

[入会者] (令和元年9月1日～令和元年10月31日)

No.	商号・名称	代表者名	事務所所在地	TEL	FAX
1	(株)エコホーム	高波 利充	富士見市ふじみ野西 4-19-7	049-293-1166	049-293-1170
2	(株)長太郎不動産 川越駅西口前店	浅沼 永吾	川越市脇田本町 6-23	049-245-0002	049-245-8090
3	(株)三澤屋建設 三澤屋不動産	三澤 紀夫	川越市脇田新町 14-1	049-293-1739	049-293-3222
4	(有)ユウシン	関根 勇治	川越市的場 2244-2 初雁駅前ビル 2F	049-232-1338	049-231-7359

[退会者] (令和元年9月1日～令和元年10月31日)

No.	商号・名称	地域	理由	No.	商号・名称	地域	理由
1	(有)タマチホーム	川越	退会	2	昭和ホーム(株)	東松山	廃業
3	(株)GHC	川越	廃業				

会員数 665名 (令和元年10月31日現在)

●●● ご案内 ●●●

◎令和2年度支部定時総会・令和2年新年賀詞交歓会について

令和2年2月6日(木)川越東武ホテルにて開催いたします。詳細につきましては次号「支部だより12月号(第152号)」にてご案内申し上げます。

◎2020年度版「不動産日記」(不動産手帳)のお届けについて

当会員直送便(11月号)にてお届けいたしました。是非ご活用ください。

◎令和元年度(2019年度)会費等の納入について

令和元年度会費等の納入にご協力を頂きましてありがとうございます。未だ納入いただいていない方は、本部納入期限が過ぎておりますので、早急に納入願います。

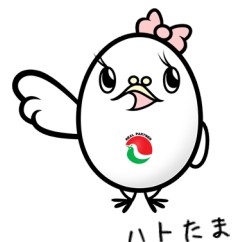
また、業の廃止等を検討されている方は、支部までご連絡をお願いいたします。

◎宅建士による不動産無料相談所のご案内について

毎週「月・水・金」曜日の10時～12時、13時～15時の間、埼玉県宅建会館2階において電話または来所による無料相談を実施しております。(☎:048-811-1818)

◎消費税増税による報酬額表の改訂および掲示の徹底について

当会員直送便(11月号)にて最新の報酬額表をお届けいたしました。事務所への掲示を徹底いただきますようご協力をお願い申し上げます。



◎令和元年度会員直送便実施月

4・6・7・9・11・12・令和2年1・3月(年8回)

協会HP及び埼玉県宅建NEWSには重要なお知らせが載っております。ご参照ください。

(協会HP <http://www.takuken.or.jp/>)

以上